

お忘れでは
ありませんか？

満期を過ぎた 定額郵便貯金・ 定期郵便貯金

のお預りには**期限**が
ございます。

※郵政民営化前の平成19年9月30日までに郵便局に
お預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、
積立郵便貯金等は、旧郵便貯金法の規定により、満期後、
20年2か月経つとお受け取りができなくなります。

定額郵便貯金証書

「お預り年月日」の10年後が満期日です。

お名前 機構 太郎 様
おところ(郵便番号) 105-0001
東京港区虎ノ門4-1-8
お預り年月日 17-2-15
郵便貯金種別 00001
1,000,000 円
機構

定期郵便貯金証書

「お預り年月日」が平成19年9月30日以前
のものは全て満期を迎えています。

お名前 機構 太郎 様
おところ(郵便番号) 105-0001
東京港区虎ノ門4-1-8
お預り年月日 17-2-15
郵便貯金種別 00001
2,000,000 円
機構

1 お持ちの郵便貯金証書または通帳をご確認ください。

お持ちの郵便貯金証書または通帳が満期日を過ぎている場合は、お近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行店舗にご相談ください。

旧郵便貯金法の規定により、平成19年9月30日までにお預かりした郵便貯金は、満期後20年2か月経つと払戻しの手続きができなくなります。

【払戻しの手続きに必要なもの】

- 郵便貯金証書または通帳
- お届け印
- 名義人さまがご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類（ご住所・お名前・生年月日が記載された運転免許証や健康保険証など）

2 ご住所・お名前の変更がある場合もお手続きください。

お持ちの郵便貯金証書または通帳に記載されたご住所・お名前が、転居等により現在と異なる場合、大切なご案内が届かないことがあります。

郵便貯金については、郵便物の転居届とは別に、**住所変更の手続き**が必要です。

郵便貯金が権利消滅すると、貯金の払戻しの手続きができなくなります

[イメージ図]



当機構が日本郵政公社から承継しました郵便貯金は、旧郵便貯金法の規定により取り扱いをさせていただいていますが、旧郵便貯金法には「貯金の権利消滅」の規定がございます。

民営化前にお預けいただいた定額郵便貯金や定期郵便貯金等の定期性の郵便貯金は、満期日以降、20年が経過後、払戻し手続きをいただけない場合、該当の郵便貯金について権利が消滅する旨の催告書をお届けいただいたご住所あてにお送りします。

催告書を発した日から2か月以内に郵便貯金の払戻し手続きをいただけない場合、その貯金に関する名義人さまの権利は消滅し、貯金の払戻しの手続きができなくなります。(イメージ図の※)

商品・サービスについてのご相談・お問い合わせは、ゆうちょコールセンターまで

0120-108420

(通話料無料)

受付時間/平日 8:30~21:00、土・日・休日 9:00~17:00 (12月31日~1月3日は、9:00~17:00)

※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

ご不明な点は、お近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行店舗にご相談ください。